



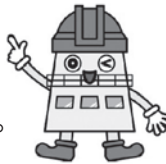
水

vol.6

だより

6月1日～7日は「水道週間」！

今年は「**透き通る 誇れる水に 感謝する**」をスローガンに全国的に実施されます。



令和7年度から申請対象が変更になります！

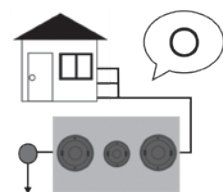
ときがわ町浄化槽事業の申請受付開始について

町が処理性能の優れた高度処理型浄化槽の設置を行います。設置費用の負担軽減をしており、設置後も適切に維持管理し、私たちの生活環境の保全と向上を図ります。令和7年度の申請は、5月7日（水）から受付を開始します。

申請対象

下記の項目全てに該当する場合のみ、町設置型浄化槽の申請ができます。
※令和6年度以前とは異なります。

- ☐ 専用住宅（居住用の一戸建て住宅）
- ☐ 既存の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽からの入替（転換）
- ☐ 5人槽・7人槽・10人槽のいずれか
- ☐ 申請者が当該専用住宅の住所に住民登録があり、継続して居住することができる



※次のいずれかに該当する場合は、申請対象外となります。個人で浄化槽を設置することをご検討ください。

- ・建築確認を要する新築、改築、建替、増築（別棟を建築するもの）
- ・現在、別荘、建売住宅、賃貸住宅、併用住宅、共同住宅、公共施設、事業所、店舗として使用している建築物
- ・11人槽以上の浄化槽
- ・申請者が水道料金を滞納している
- ・既存の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽の撤去ができない
- ・町設置型浄化槽からの入替
- ・個人設置型の合併処理浄化槽からの入替
- ・申請者が宅地建物取引業を営んでいる
- ・当該専用住宅の住所に申請者の住民登録がない
- ・申請者が当該専用住宅に継続して居住することができない

※配管費、撤去費等は個人負担になりますが、補助制度があります。

配管費・・・最大 **20万円** 長距離配管費・・・最大 **20万円** 撤去費・・・最大 **10万円**

注意事項

- ・個人で浄化槽を設置する場合は、設置費用の軽減と補助金は対象外となりますのでご注意ください。
- ・浄化槽の採用機種は町が指定したものになります。（※年度によって異なります）
- ・既存の単独処理浄化槽やくみ取り便槽は撤去が必要となります。
- ・町が指定した工事店での工事となります。町ホームページをご覧ください。

みんなの国民健康保険⑤

～国民健康保険税率の改正について～

令和7年度から国民健康保険税率が変わります

国民健康保険制度は、病気やけがをした時に安心して医療を受けられるよう、加入している皆さんが保険税としてお金を出し合い、互いに助け合う制度です。令和6年12月号から毎月、国民健康保険を取り巻く環境と現在の町の状況をお伝えしてきました。

2月号でお知らせしたとおり、令和6年度の県が示す標準保険税率と町の税率を比べると、大きい差が生じています。この差を令和9年度までに縮小するため、町の国民健康保険税率を改正します。

保険税の改正については、ときがわ町国民健康保険運営協議会において審議され、令和7年第1回町議会定例会で可決、決定されました。国民健康保険制度を将来にわたり安定的に継続するために、ご理解とご協力をお願いします。

改正保険税率について

令和7年度からの税率は、次のとおりです。

区 分		令和7年度	令和6年度	比 較
医療分	所得割	7.7%	7.1%	+0.6%
	均等割	38,100円	32,000円	+6,100円
後期分	所得割	2.0%	1.4%	+0.6%
	均等割	13,300円	11,000円	+2,300円
介護分	所得割	1.9%	1.3%	+0.6%
	均等割	14,600円	12,000円	+2,600円
計	所得割	11.6%	9.8%	+1.8%
	均等割	66,000円	55,000円	+11,000円

※所得割額と均等割額の合計額が国民健康保険税として賦課されます。

所得割 前年中の所得に応じて所得割率を乗じて算出される金額

均等割 世帯の国民健康保険加入者数に応じて算出される金額

今後の税率改正について

県が示す標準保険税率に近づけるため、被保険者の皆さんの負担が大きくなり過ぎないように、国民健康保険財政調整基金を活用しながら保険税率の見直しを行っていきます。

被保険者の減少や一人当たりの医療費の増加により、町の国民健康保険財政は非常に厳しい状況ですが、町では今後も健全な財政運営が行われるよう取り組んでいきます。皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

声の広報ときがわ

「声の広報ときがわ」は、「朗読ボランティアときがわ」の皆さんの協力を得て、音声で町広報紙を聴くことができます。町ホームページ、または下記の二次元コードからアクセスが可能です。広報を発行した日から10日前後に町ホームページで配信します。そのほかに、CDでもお渡ししておりますので、お気軽にお問い合わせください。

問 総務課 自治人権担当 ☎ 65-0401



うちの子「結婚」しないのかしら？

独身のお子様の結婚相談承ります



お子様の結婚に関するお悩み、プロの仲人がお答えします。

まずはお気軽に仲人にご相談下さい

☎ 049-243-8428

結婚相談所 ムスベル 広告